

予 防 規 程 不 認 可 通 知 書

第 号

設 置 者	住所 電話
	氏名または名称
設置場所	
製造所等の別	貯蔵所又は取扱所の区分
設置の許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号	
危険物の類、品名、最大数量	指定数量の倍数
不認可理由 年 月 日	
<p>年 月 日付で申請のあつた上記の対象物の予防規程については、消防法第14条の2第2項の規定により認可しないので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 回</p>	
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	